

広島市長が教育勅語引用!?



広島市の新規採用職員研修で、広島市の松井市長が「心の持ち方」として戦前・戦中の「教育勅語」の一部を研修資料に引用していたことが12日に新聞などで報道されました。

松井市長は「教育勅語を再評価すべきとは思っていないが、その中に評価しても良い部分があったという事実を知っておくことは大切だ。今後も使用を続けることにしております。」「先輩が作り上げたもので良いものはしっかりと後輩に受け継ぐことが重要。」とし、「今後も使用を続ける」とコメントをしています。

これに対して、名古屋大学の中嶋哲彦名誉教授(教育行政学)は「松井市長が引用した文言は、天皇が『臣民(国民)』に徳目を押し付ける内容。戦前の家父長制を強調する箇所、日本国憲法の下では完全に否定されたもの。職員研修に教育勅語を使うことは、どう言い訳しても今日には全く通じない。」と指摘しています。また、日本大学の広田照幸教授(教育社会学)も「時代錯誤な内容で、よいと考える部分を取り出したからと言って、適切とは言えない。」と批判しています。

そもそも教育勅語って?



教育勅語とは、主権が天皇にある時代に作られたもので「12の徳目」が書かれています。

具体的には親を敬うこと、兄弟仲良くすること、夫婦仲良くすること、友達を信じること、常に慎み深く、博愛精神を持つことなどが掲げられていますが、これは戦前の家父長制の中での親子・兄弟・夫婦・友人間のあるべき姿や、修学・遵法・兵役などの義務の必要性を列挙したもので、最終的には天皇への忠義(天皇のために命を投げ出すこと)を前提としたものでした。

いま教育勅語はどんなってる?



戦後は、「国民主権」をうたう日本国憲法とは相いれないとして、1948年、国会の衆参両院でそれぞれ排除・失効が決議されています。(裏面に詳細)

引用に抗議、使用中止を要請します。



今回問題となっている研修は、広島市職員の新規採用者研修で扱われており、教育委員会では「初任者研修では扱っていません」(市教委)としていますが、「広島市教育大綱(令和3年3月改定)」では松井市長が「未来を担う子どもの育成こそが、これからの広島の発展の基礎となります。」とはじめのあいさつをしています。市長が教育分野に与える影響は大きく、今後の広島市の教育の方向性を危惧します。

また、松井市長は166カ国・地域、8342都市が加盟する「平和首長会議」の会長でもあり、戦前のものを引用することについて、世界にどう説明するのでしょうか。そして、理解を得られるのでしょうか。

私たち市教組(全教)は、「教え子を再び戦場に送らない」をスローガンに日々教育活動を行っています。戦中に子どもたちを戦場へ送り出した痛苦の歴史を想起させるものを、「良い部分があった」からといって引用していい問題ではなく、強く抗議するものです。

松井市長に対して、広島市が平和都市としてこれからも発展していくために、公務職場に働く若者に対する研修への引用に強く抗議します。さらに、今後の研修において使用しないことを強く要望します。

12月20日に抗議・要請書(裏面参照)を広島市教育委員会へ提出し、松井市長に届けるよう要請しました。



要請書を市教委に手渡す山本書記長(左)

教育勅語等排除に関する決議

(1948年6月19日衆議院決議)

民主平和國家として世界史的建設途上にあるわが國の現実、その精神内容において未だ決定的な民主化を確認するを得ないのは遺憾である。これが徹底に最も緊要なことは教育基本法に則り、教育の革新と振興とをはかることにある。しかるに既に過去の文書となつてゐる教育勅語並びに陸海軍軍人に賜りたる勅諭その他の教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳の指導原理としての性格を持続しているかの如く誤解されるのは、従來の行政上の措置が不十分であつたがためである。

思うに、これらの詔勅の根本理念が主権在君並びに神話的國體觀に基いてゐる事實は、明かに基本的人權を損い、且つ國際信義に対して疑点を残すものとなる。よつて憲法第98条の本旨に従い、ここに衆議院は院議を以て、これらの詔勅を排除し、その指導原理的性格を認めないことを宣言する。政府は直ちにこれらの詔勅の謄本を回収し、排除の措置を完了すべきである。

右決議する。

教育勅語等の失効確認に関する決議

(1948年6月19日参議院決議)

われらは、さきに日本国憲法の人類普遍の原理に則り、教育基本法を制定して、わが國家及びわが民族を中心とする教育の誤りを徹底的に払拭し、真理と平和とを希求する人間を育成する民主主義的教育理念をおごそかに宣明した。その結果として、教育勅語は、軍人に賜りたる勅諭、戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語その他の諸詔勅とともに、既に廃止せられその効力を失つてゐる。

しかし教育勅語等が、あるいは従來の如き効力を今日なお保有するかの疑いを懐く者あるをおもんばかり、われらはとくに、それらが既に効力を失つてゐる事實を明確にするるとともに、政府をして教育勅語その他の諸詔勅の謄本をもれなく回収せしめる。

われらはここに、教育の眞の權威の確立と國民道徳の振興のために、全國民が一致して教育基本法の明示する新教育理念の普及徹底に努力をいたすべきことを期する。

右決議する。

2023年12月20日

広島市長
松井 一實 様

広島市教職員組合(全教)
執行委員長 藤中 茂

広島市新規採用職員研修における教育勅語の引用に抗議し、中止を求めます

広島市の新規採用職員研修で市長が「心の持ち方」などとして戦前・戦中の「教育勅語」の一部を2012年度から研修資料に引用していると報道がありました。「教育勅語」は戦後、日本国憲法と相いれないとして、1948年に衆参両院で排除・失効が決議されたもので、国会で否定されたものを一部でも引用すること自体、世界平和の願いに逆行するものです。

広島市は、アジア太平洋戦争で世界初の原子爆弾の被害を被った都市です。世界に向けて平和都市広島を発信し、平和を維持するための教育をすすめている都市です。

市長は「教育勅語を再評価すべきとは考えていないが、その中に評価してもよい部分があった。」と引用した理由を述べていますが、教育勅語は戦前、学校教育の場で子どもたちへのマインドコントロールのツールとして利用され、子どもや若者を戦地へ送り出すことにつながりました。教育勅語の「12の徳目」は、全て天皇への忠義を示すものとして書かれているもので、天皇のために命を投げ出すことにつながっています。

私たち教職員組合は、先の大戦の痛苦の歴史から「教え子を再び戦場に送らない」をスローガンに、平和を尊ぶ教育を全ての子どもたちに対して実践してきました。「広島市教育大綱」においても「世界恒久平和を願う市民」として、平和を希求する心の育成が重視されています。

しかし、市長が憲法の否定する教育勅語を「評価してもよい部分がある」などとして、研修の講話に使うということは、「国際平和文化都市」を掲げる広島市としてあまりにも不適切であり、教育の場においても「教育勅語」の教えを再び行うことにつながるのではないかと危惧せざるを得ません。

平和都市広島で公務職員として任に就く若者に対して、戦前に扱われた「教育勅語」を引用した研修が行われていることに強く抗議し、直ちに中止を求めます。